

フィリピンにおける特許出願制度

概要

オンダ国際特許事務所
(ONDA TECHNO Intl. Patent Attys.)

金森晃宏
(弁理士)



特許業務法人オンダ国際特許事務所は1968年に岐阜において設立。金森氏は、2006年に同事務所に入所。2010年に弁理士登録。入所以後、特許業務に従事し、東南アジアの知財業務も担当。2014年4月より日本弁理士会からの初代研修生として日本貿易振興機構(ジェトロ)に出向し、2014年10月～2016年3月までジェトロバンコク事務所に在籍。2016年4月～2018年3月の間、日本弁理士会国際活動センター アジア・オセアニア部委員を務める。ジェトロバンコク事務所が実施した調査事業、「ASEAN 主要国における日本の地名等の商標登録実態調査(2016年度)」および「ASEAN 法律事務所調査(2017年度)」にも協力。

■特許出願手続の流れ

フィリピンにおける特許出願手続に関するフローチャートを次ページに示す。フローチャート中におけるカッコ付き数字は下記に記載の項目番号に対応する。

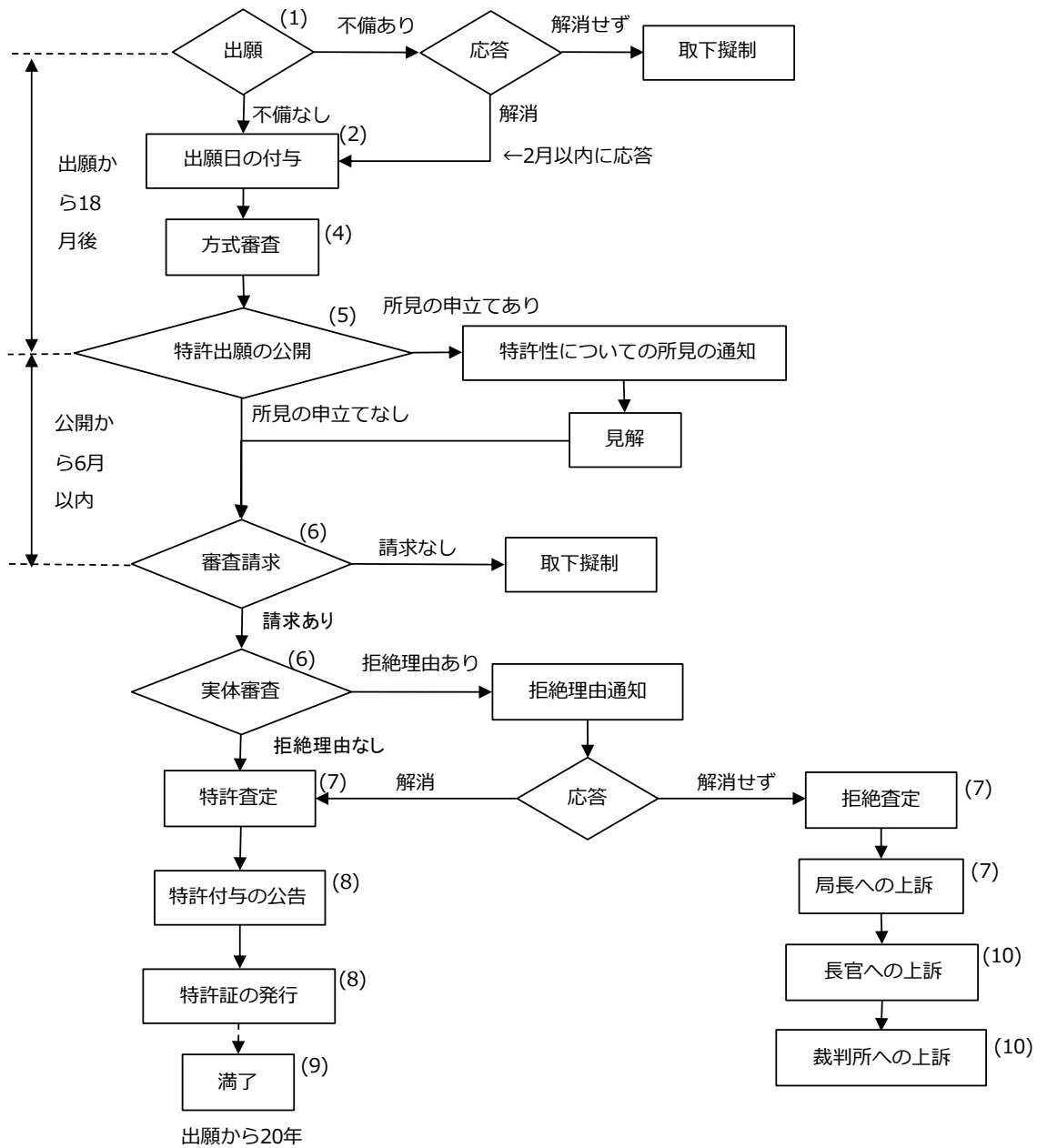
■詳細および留意点

(1) 出願

・記載言語は、フィリピン語または英語であり、出願書類には下記のものを含める(知的財産法第32条)。

- (a) 特許の付与を求める願書
- (b) 発明の明細書
- (c) 発明の理解に必要な図面
- (d) 1以上のクレーム
- (e) 要約

・先の出願に基づく優先権を主張する場合、最初の出願がなされた日から12月以内にフィリピンに出願し、フィリピンへの出願日から6月以内に先の出願国での出願の認証謄本を英語での翻訳文とともに提出する(知的財産法第31条)。



・特許協力条約に基づく国際特許出願（PCT 出願）の場合、優先日または国際出願日から 30 月以内に国内移行手続を行わなければならない、PCT 出願が英語以外の言語でなされた場合は、同期間内に翻訳文を提出しなければならない。ただし、繰越手数料の支払いにより、1 月の延長が可能である（PCT 出願人の手引き）。

・出願人は、特許の付与または拒絶の前であれば、特許出願を実用新案登録出願に変更できる（知的財産法第 110 条）。ただし、同一の対象について特許出願および実用新案登録出願の 2 個の出願をすることはできない（知的財産法第 111 条）。

- ・出願人は、親出願が取り下げられ、放棄されまたは特許を付与される前であれば分割出願を行うことができる（発明、実用新案および意匠に関する規則 611）。
- ・出願人は、局長の求めに応じて、請求する発明と同一または実質的に同一の発明について外国でした特許出願の出願日および出願番号並びに同外国出願に関する他の資料を提出しなければならない（知的財産法第 39 条）。
- ・日本国特許庁で特許可能と判断された発明を有する特許出願については、特許審査ハイウェイ（PPH）を利用することができる。

(2) 出願日の付与

- ・特許出願の出願日は、次のものをフィリピン知的財産庁が受理した日とする（知的財産法第 40 条、第 41 条）。
 - (a) 特許を求める旨の明示のまたは暗示の表示
 - (b) 出願人を特定する情報
 - (c) フィリピン語または英語で記載された発明の明細書および 1 以上のクレーム
- ・ただし、必要な図面がある場合、必要な図面を提出した日が出願日となる可能性がある（発明、実用新案および意匠に関する規則 602）。
- ・出願日を与えることができない場合には、訂正する機会が与えられる。出願書類が最初に提示された日から 2 月以内に不備が是正されなかった場合、出願は取り下げられたものとみなされる（同規則 601）。

(3) 特許要件

- ・発明が特許されるためには、新規性、進歩性、産業上の利用可能性が必要である（知的財産法第 21 条）。このうち、新規性については、優先日または出願日の前 12 月の新規性喪失の例外の適用（グレースピリオド）が認められる（知的財産法第 25 条）。
- ・次のものは、特許を受けることができない（知的財産法第 22 条）。
 - (a) 発見、科学の理論および数学の方法。薬剤製品に関しては、既知物質の新たな形式若しくは性質であって、当該物質の既知の効力の向上をもたら

さないものの発見にすぎないもの、既知物質の何らかの新たな性質若しくは新たな用途の発見にすぎないもの、または既知方法の使用にすぎないものが該当する。

- (b) 精神的な行為の遂行、遊戯または事業活動に関する計画、規則、方法、およびコンピュータプログラム。
- (c) 手術または治療による人体または動物の体の処置方法、および人体または動物の体の診断方法。
- (d) 植物の品種、動物の品種、植物および動物の生産の本質的に生物学的な方法。
- (e) 美的創作物。
- (f) 公序良俗に反するもの。

(4) 方式審査

- ・出願日が付与されると、審査官により方式要件を満たすか否かの審査が行われる（知的財産法第 42 条）。

(5) 特許出願の公開

- ・方式審査の後、出願の技術分野が分類され、先行技術文献の調査が行われる。出願と先行技術文献の調査結果は、出願日または優先日から 18 月後にフィリピン知的財産庁が発行する公報に掲載される（知的財産法第 43 条、第 44 条）。公報の発行後、何人も出願に係る発明の特許性について書面で所見を申立てることができる。この所見は出願人に通知され、出願人はこの所見に対する見解を述べることができる（知的財産法第 47 条）。

(6) 審査請求および実体審査

- ・実体審査は、審査請求があった場合に行われる。出願人は、実体審査の請求を出願公開日から 6 月以内にしなければならない。この期間内に審査請求がされない場合、出願は取下げられたものとみなされる（知的財産法第 48 条）。実体審査において、新規性、進歩性違反等の拒絶理由が発見された場合、この拒絶理由が出願

人に通知される。出願人には、拒絶理由通知に対する反論・補正の機会が与えられる。

・国際特許出願の場合、フィリピンへの国内移行日に審査請求されたとみなされる。国内移行日から6月以内に審査請求手数料を支払わないと、国内移行した出願は、取下げられたものとみなされる。

(7) 特許付与または拒絶の査定

・審査官は、出願について拒絶理由を発見しない場合、または補正等により拒絶理由を解消した場合には、特許付与の決定を行う（知的財産法第50条（1））。出願人は、審査官による最終的な拒絶査定に対して、フィリピン知的財産庁特許局長に対して不服を申立てることができる（知的財産法第51条）。

(8) 特許付与の公告および特許証の発行

・特許付与の決定後、フィリピン知的財産庁が発行する公報により特許の付与が公告され、特許証が発行される（知的財産法第52条、特許、実用新案および意匠に関する規則1703、1800）。特許は、公報において特許が付与されたことを公告された日から効力を生じる（知的財産法第50条（3））。

(9) 存続期間

・特許の存続期間は、出願日から20年である（知的財産法第54条）。

(10) 不服申立て

・局長の決定に対しては、長官に上訴することができ（発明、実用新案および意匠に関する規則1308）、さらに長官の決定に対しては、裁判所に上訴することができる（同規則1311）。

■ソース

フィリピン知的財産法

フィリピン特許、実用新案および意匠に関する規則

フィリピン知的財産庁ウェブサイト

(<http://www.ipophil.gov.ph/services/patents/patent-application-flow-chart>)

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)